○東北地方整備局告示第１０８号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成１８年　６月　５日

東北地方整備局長　森永　教夫

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類

一級河川阿武隈川水系六角川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業・左岸及び右岸：福島県二本松市若宮一丁目地内から左岸：同市若宮一丁目地内、右岸：同市成田町一丁目地内まで）

第３　起業地

１ 収用の部分　福島県二本松市若宮一丁目、若宮二丁目及び成田町一丁目地内

２ 使用の部分　福島県二本松市若宮二丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県二本松市榎戸一丁目地内から左岸：同市若宮一丁目地内、右岸：同市成田町一丁目地内までの延長約2,120m区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「一級河川阿武隈川水系六角川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業)」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の一級河川に関する工事であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件区間は、河川法第４条の規定により指定された一級河川の区間であり、また、同法第９条第２項に基づく指定区間に指定されていることから、起業者である福島県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川阿武隈川水系六角川（以下「六角川」という。）は、福島県二本松市伊

滝三丁目地内の高地を水源とし、同市の市街地を貫流して一級河川阿武隈川に合流する流路延長3.75㎞、流域面積5.83㎢の河川である。

本件区間は、二本松市の中心市街地に位置し、背後地にはＪＲ東北本線二本松駅等の公共施設をはじめ、人家及び店舗が密集しているにもかかわらず、計画高水流量35～70㎥/秒に対して流下能力が10～45㎥/秒と著しく不足している。さらに、二本松駅周辺では、河道がほぼ直角に屈曲する箇所が連続し、良好な流水の流下を阻害している。このため、小規模な降雨でも浸水被害を繰り返しており、特に、昭和57年９月の台風18号による洪水では、床上浸水24戸及び床下浸水93戸の甚大な被害が発生し、平成11年９月の台風16号による洪水でも、床上浸水19戸及び床下浸水46戸の被害が発生している。

本件事業は、本件区間について、計画高水流量を安全に流下できる能力を確保すべく、河道掘削により河川断面の拡大を行うとともに、河道法線の是正を行うものである。本件事業の完成により、年超過確率１／30年規模の洪水に対応することが可能となり、本件区間の背後地に存する市街地への浸水被害が低減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため実施されていないが、起業者が平成17年度に任意で行った調査によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、六角川の氾濫による浸水被害の軽減を目的として、河道掘削による河川断面の拡大及び法線の是正を実施するものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成16年５月14日都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるの

で、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は流下能力が著しく不足していること等から、過去に何度も浸水被害が発生しており、本件区間の背後地への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、二本松市、六角川整備事業地権者会及び二本松駅前商店会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

福島県二本松市役所